

# I R事業者が実施した取組についての意見（案）

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 1 / 2

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
要求基準 1	1～5号施設に関する政令要件への適合	<ul style="list-style-type: none"> <li>I R事業の工程については、2030年秋頃の開業をめざし、まずは、令和6年（2024年）夏頃の準備工事の着手、令和7年（2025年）春頃の建設工事の着手に向けた各種取組が、認定区域整備計画に記載したI R事業の工程に沿って、着実に進められている。</li> <li>I Rは新たな法制度に基づく国内初の事業であり、大規模な施設群の設計・建設や各種調整は複雑かつ多岐に渡るものでもあるところ、I R事業者は、大阪府・市、中核株主、協力企業等と十分に連携・協力することで、着実に設計、行政協議、工事計画調整等を進めており、I R事業の工程の進捗に大きく寄与している。</li> <li>各I R施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、基本的には認定区域整備計画に記載した各I R施設の計画内容に沿って、設計等が実施されている。なお、設計の進捗等に伴い、一部規模・諸室配置等の見直し（政令要件の適合に影響するものではない。）を検討している施設については、今後の詳細設計において引き続き協議・調整が必要である。</li> </ul>
要求基準 2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ施設の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、カジノ施設の数が増え、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、I R整備法施行令第6条に規定する面積を超えない範囲で、着実に設計等が進められている。</li> </ul>
要求基準 3	I R区域の一体的な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>立体横断施設の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、I R区域がI R施設を設置する一団の土地の区域としてI R事業者により一体的に管理されるものとして、着実に設計等が進められている。</li> </ul>
要求基準 4	I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の融資金融機関及び少数株主からの複雑かつ極めて大規模な資金調達となること、関係者の着実な取組により融資契約及び株式引受契約の締結に至ったものであり、中核株主による出資を含め、着実に資金調達及び投資が進められている。</li> </ul>
要求基準 5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	—
要求基準 6	地域における合意形成の手続	—
要求基準 7	I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した基本的な考え方に沿って取組を推進しており、令和5年度においては、監査人監査及び内部監査が適切に実施されている。</li> </ul>
要求基準 8	I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>I R事業の実施に当たっては、I R事業者は、I R関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められるところ、令和6年夏頃を予定しているI R準備工事の着手に向けて、I R事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための更なる取組等を実施していく必要がある。</li> <li>大阪府・市及び大阪府警察としても、引き続き、I R事業からの反社会的勢力の排除に連携・協力して取り組むとともに、十分かつ適切な措置等が図られるようI R事業者に対して必要な指導・助言を行っていく。</li> </ul>
要求基準 9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	—
要求基準10	I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性向上に向け、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>



# I R事業者が実施した取組についての意見（案）

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 2 / 2

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
要求基準11	カジノ事業の収益がI R事業に活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要となる設計等業務を実施する上で、専門性が確保された適切な事業実施体制や株主及び協力会社からの支援体制が構築されているほか、長期事業期間及び株式譲渡制限を規定した実施協定等が締結される等、I R事業がI R事業者により一体的かつ継続的に行われるために必要な措置が適切に図られた。</li> <li>I R事業の実施に当たっては、I R事業者は、I R関係法令等の遵守はもとより、カジノ免許を申請・取得していない段階においても、カジノ免許の申請・取得後に適用される規定等も踏まえ、各種契約の相手方から反社会的勢力を排除するための十分な措置等を行うことが求められるところ、令和6年夏頃を予定しているI R準備工事の着手に向けて、I R事業者、中核株主、工事請負業者等が中心となって、大阪府・市及び大阪府警察とも連携し、反社会的勢力を排除するための更なる取組等を実施していく必要がある。</li> <li>大阪府・市及び大阪府警察としても、引き続き、I R事業からの反社会的勢力の排除に連携・協力して取り組むとともに、十分かつ適切な措置等が図られるようI R事業者に対して必要な指導・助言を行っていく。</li> </ul>
要求基準12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	—
要求基準13	I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業	<ul style="list-style-type: none"> <li>I R事業者は、専らI R事業を行うことを目的とする会社法に規定する株式会社として、当該目的の範囲で、適切にI R事業及び附帯事業を実施している。</li> <li>附帯事業の詳細内容は今後具体化していくこととなるが、I R区域北側護岸における係留施設等について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
要求基準14	I R事業者によるI R施設の所有	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年（2025年）春頃のI R建設工事に係る建設会社との間での建設工事請負契約の締結及び当該工事の着手に向け、認定区域整備計画に記載したI R事業の工程に沿って、設計・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務が着実に進められている。</li> </ul>
要求基準15	I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症対策については、引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、I R開業に向けた適時に対策内容を具現化していくことが重要である。</li> <li>治安・地域風俗環境対策については、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って各I R施設の設計等が進められているが、引き続き、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関と協力しながら、I R開業に向けた事業の進捗に合わせて、対策内容を具体化していくことが重要である。</li> </ul>
要求基準16	カジノ事業収益を活用した、I R事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性	—
要求基準17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途	—
要求基準18	I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンM I C Eの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。</li> </ul>
要求基準19	都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること	—



# I R事業者が実施した取組についての意見（案）

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 1 / 2

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
評価基準 1	コンセプトが明確で優れていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した意義・目標及びコンセプトに沿って、設計その他の事業の進捗が図られている。</li> <li>I R事業の工程については、2030年秋頃の開業をめざし、まずは、令和6年（2024年）夏頃の準備工事の着手、令和7年（2025年）春頃の建設工事の着手に向けた各種取組が、認定区域整備計画に記載したI R事業の工程に沿って、着実に進められている。</li> <li>I Rは新たな法制度に基づく国内初の事業であり、大規模な施設群の設計・建設や各種調整は複雑かつ多岐に渡るものでもあるところ、I R事業者は、大阪府・市、中核株主、協力企業等と十分に連携・協力することで、着実に設計、行政協議、工事計画調整等を進めており、I R事業の工程の進捗に大きく寄与している。</li> <li>I R事業実現に向けた課題についても、大阪府・市と連携しながら、解決に向けた各種取組が着実に進められている。</li> </ul>
評価基準 2	建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域整備計画に記載した外観・内装等の方針やゾーニング及び建築物の配置計画に沿って、各I R施設の設計進捗が着実に図られている。</li> </ul>
評価基準 3	これまでにないスケールを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>各I R施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、基本的には認定区域整備計画に記載した各I R施設の計画内容に沿って、設計等が進められている。なお、設計の進捗等に伴い、一部規模・諸室配置等の見直し（政令要件の適合に影響するものではない。）を検討している施設については、今後の詳細設計において引き続き協議・調整が必要である。</li> </ul>
評価基準 4	ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザイン・多文化共生・環境負荷低減等の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 5	M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 6	重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 7	M I C Eのターゲットが明確で、誘致等に必要となる体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議場施設及び展示等施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 8	日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力増進施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 9	各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>送客施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 10	客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設の詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 11	レストランなどの飲食サービス等が優れていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設の飲食サービスやその他付帯サービスの詳細内容等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準 12	事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	—



# I R事業者が実施した取組についての意見（案）

## ○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 2 / 2

要求基準		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
評価基準13	コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>来訪及び滞在寄与施設の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準14	I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>カジノ施設の詳細内容や業務の実施体制等については、行政協議等も踏まえながら、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準15	国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナル（夢洲北側護岸に整備する係留施設を含む。）の詳細内容等については、行政協議等も踏まえながら今後の詳細設計・施設整備において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、着実に設計等が進捗している。</li> </ul>
評価基準16	交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること	—
評価基準17	M I C E 件数や観光客の増加が大きく見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E 需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンM I C E の強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。</li> </ul>
評価基準18	来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の融資金融機関及び少数株主からの複雑かつ極めて大規模な資金調達となること、関係者の着実な取組により融資契約及び株式引受契約の締結に至ったものであり、中核株主による出資を含め、着実に資金調達及び投資が進められている。</li> </ul>
評価基準19	2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗に合わせて、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E 需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールインワンM I C E の強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組むほか、設定した見込みを達成するための具体的な取組を進めることが重要である。</li> </ul>
評価基準20	I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要となる設計等業務を実施する上で、専門性が確保されたI R事業の実施体制が構築されるとともに、大阪I R株式会社の代表取締役による指揮命令・意思決定の下、中核株主により設計会社の業務遂行の監督が行われる等、適切な役割分担と連携を図りながら適切に業務が遂行されている。</li> </ul>
評価基準21	財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>多数の融資金融機関及び少数株主からの複雑かつ極めて大規模な資金調達となること、関係者の着実な取組により融資契約及び株式引受契約の締結に至ったものであり、中核株主による出資を含め、着実に資金調達及び投資が進められている。</li> <li>建設コストの上昇の影響による事業費の増加についても、中核株主の出資額の増額等により適切に対応がなされた。</li> </ul>
評価基準22	防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災・減災対策等の詳細内容や業務の実施体制等については、今後の詳細設計・施設整備や開業準備・運営時において具体化していくこととなるが、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、大阪府・市その他関係者と密接に連絡・調整を図りながら、着実に設計、行政協議、工事計画調整等が進められている。</li> </ul>
評価基準23	地域との良好な関係構築があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府・市と連携・協力し、引き続き、地域における大阪I Rに対する理解促進と良好な関係の構築に継続的に努めていくことが重要である。</li> </ul>
評価基準24	カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと	—
評価基準25	カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府・市等と連携・協力するとともに、入退場管理、カジノ施設の監視・警備、依存症対策等の適切な実施や防犯上の観点等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、カジノ施設及びI R施設の設計等が着実に進捗している。</li> </ul>



# I R事業者が実施した取組についての意見（案）

## ○認定条件に係る取組の状況

認定条件		I R事業者が実施した取組についての意見（案）
1	カジノ施設やI R全体の建築物のデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定条件に対する対応方針を踏まえて設計等が進められているが、引き続き、夢洲の立地特性や事業費・事業工程等への影響も総合的に勘案しつつ、日本らしいデザインの強みをより感じられるような空間形成が図られるよう、今後の詳細設計・施設整備での具体化を進めていくことが重要である。</li> </ul>
2	推計値に用いる各種データの精緻化と推計値の実現に向けた取組 外国人来訪者客増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>M I C E・来訪者需要や大阪I Rの立地に伴う波及効果の推計については、I R事業者において統計情報、既存施設での実績・知見等を踏まえて推計されているもので、大阪府・市や専門コンサルタントによる重層的・多角的な検証も経た合理的かつ実現可能な推計であると認識しているが、事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認していくとともに、今後の運営計画の具体化プロセスにおいては、アフターコロナにおけるM I C E需要動向、競合市場、顧客ニーズ等の更なる把握・分析を進め、オールワンM I C Eの強みを活かした新たな需要の取り込みを含め、需要推計の更なる精緻化に取り組んでいくことが重要である。</li> </ul>
3	カジノ事業収益の非カジノ事業への投資 幅広い来訪者の集客実現	—
4	地盤沈下対策 液状化対策 土壌汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤沈下対策については、地盤沈下計測の結果を踏まえた対策詳細の検討及び建物構造計画への反映等が適切に進められ、液状化対策についても、令和5年12月の工事着手以降、施工計画等に沿って順調に進捗しており、I R事業への影響が懸念される状況にはない。</li> <li>また、令和2年度から実施されているI R区域外周の道路工事等や令和5年12月に着手した液状化対策工事については、いずれも順調に進捗しており、土壌汚染について新たな事象の判明が懸念されるような状況にはない。</li> </ul>
5	地域との良好な関係構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府・市と連携・協力し、引き続き、地域における大阪I Rに対する理解促進と良好な関係の構築に継続的に努めていくことが重要である。</li> </ul>
6	依存防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、大阪府・市及び関係者と連携・協力し、大阪府・市が実施する取組内容や調査結果等に対する十分な理解の下、これらも踏まえながら、I R開業に向けた適時に対策内容を具現化していくことが重要である。</li> </ul>
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>各I R施設のコンテンツ等の創出に当たっては、事業の進捗に応じて、専門的な部門が設置され、中核株主や協力企業の知見・ノウハウも活かしながら、来訪者の体験価値を重視した前向きな議論が進められていくものと考えており、日本らしさを活かしつつ、大阪I Rのコンセプトである“WOW” N e x tの具現化に資するような新しいコンテンツ等の創出についても期待している。</li> </ul>

## ○その他

項目	I R事業者が実施した取組についての意見（案）
著作権等の権利処理に係る再発防止の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>I R事業者からの委託契約に基づいて事業遂行に必要な各種実務を実際に担っている中核株主等での取組を中心に、令和5年度においては適切に再発防止が図られているが、引き続き、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、I R事業者においても、事業の進捗に応じて必要となる著作権等の権利処理状況の確認プロセスや社内規定等の整備・運用を進め、再発防止に徹底して取り組むこと。</li> </ul>